屋上広告物・壁面広告物の区分けについて

■広告物の定義

- ○屋上広告物はRFL (屋上階高)より上部に表示又は設置する広告物とする。 ただし、RFLを超える外壁と一体的な壁 (パラペット)に表示又は設置する広告物に ついては次のとおりとする。
 - ・広告物の最上端が、RFLより1mを超える場合は、屋上広告物(※④のケース)
 - ・広告物の最上端が、RFLより1m以内の場合は、壁面広告物(※⑤のケース)
- ○壁面広告物は建築物等の壁面に表示又は設置する広告物のうち、屋上広告物を除く広告物とする。

■屋上広告物の基本的な取扱い・留意事項

○面積:表示面(看板等の掲出物件がある場合は表示に要する枠も含む)の大きさ。長方形で算出。 1表示面は、1表示方向への表示面とする(1表示方向への表示面が2以上からなる場合は、

それらの合計。(例) 1表示面=①+③+④※1)。

○範囲:縦(広告物の鉛直方向の長さ h)⇒当該RFLから広告物最上端までの長さとする。

建築物の高さ(H)に基づく基準等あり。

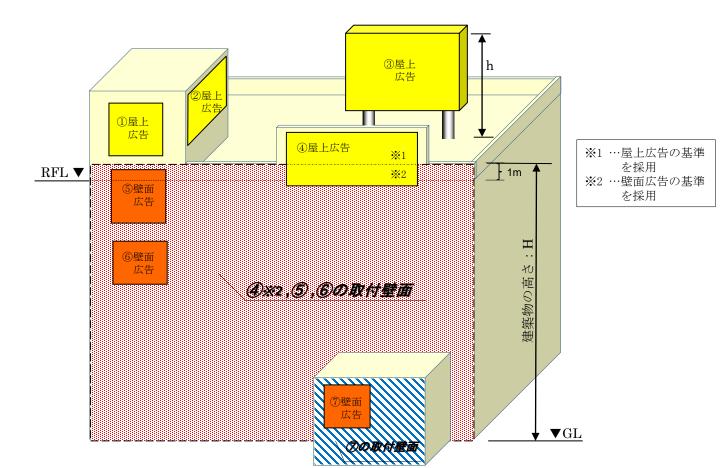
横⇒建築物の幅の範囲内。

■壁面広告物の基本的な取扱い・留意事項

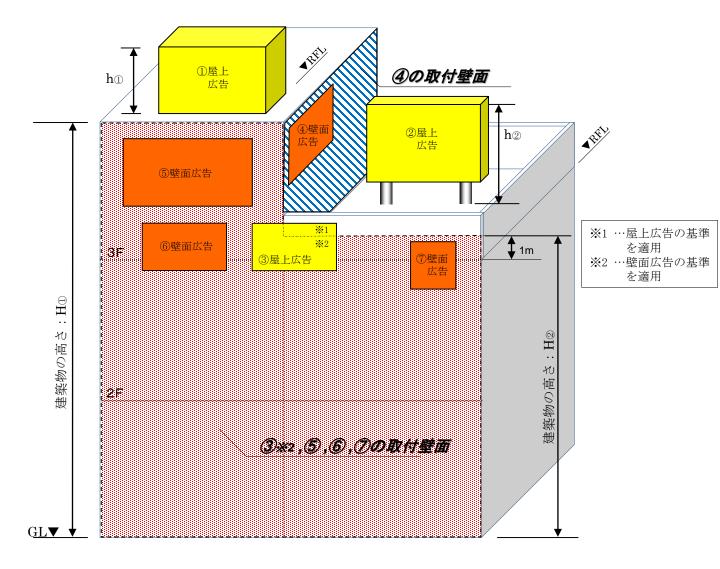
○面積:取付壁面ごとに算出(※僅かな凹凸の場合は一壁面とみることができる)。

○範囲:縦・横ともに、壁面の範囲内とする。

【屋上突出部 (PH) の水平投影面積が建築面積の1/8以下の場合(屋内用途の有無によらない)】



【屋上突出部 (PH) の水平投影面積が建築面積の1/8を超える場合】



〇RFLが異なる建築物の屋上広告物の取扱い

- ・建築物の高さは当該階の最高高さ(H①、H②)とする。
- ・各広告物の高さ(縦の長さ)は広告物が掲出されている建築物のRFLから 広告物最上端までとする。(h①、h②) ・RFLから 1 mを超えるパラペットに跨って掲出する場合は、屋上
- 広告物とする。